# 令和元年度（平成３１年度）前島地域を核とした誘客推進委託業務
# 受託候補者選定審査会設置要項

（設置）

第１条　令和元年度（平成３１年度）前島地域を核とした誘客推進委託業務に係る受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、令和元年度（平成３１年度）前島地域を核とした誘客推進委託業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審査会は、次に掲げる事項について審査した上で、当該業務にふさわしい受託候補者を選定するものとする。

（１）　企画提案書等の評価

（２）　その他必要と認めるもの

（組織）

第３条　審査会は、総務企画部長、経済振興部長、開発プロジェクト推進課長、企画政策課長、観光おもてなし課長により構成するものとする。

２　審査会に委員長を置き、総務企画部長をもって充てる。

（委員長の職務等）

第４条　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

２　委員長に事故があるときは、委員長が委員のうちからあらかじめ定める者が、その職務を代理する。

（審査会）

第５条　審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（審査項目及び審査方法）

第６条　審査における審査項目及び評価基準は、別に定める「令和元年度（平成３１年度）前島地域を核とした誘客推進委託業務受託候補者選定審査会評価基準」に基づき、総合的に評価を行い、最も評価が高い提案を行った者を受託候補者として選定する。

　ただし、合計点が最も高い提案者であっても、各審査員の合計得点が最低基準点である６０点に審査員数を乗じた数に満たない場合は、受託候補者として選定は行わないこととする。

　なお、企画提案書の提出が１者の場合、審査を行い、各審査員の合計得点が最低基準点６０点に審査員数を乗じた数以上である場合には、その者を受託候補者として選定する。

（意見の聴取等）

第７条　委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

また同様とする。

（庶務）

第９条　審査会の庶務は、上天草市総務企画部開発プロジェクト推進課において処理する。

（その他）

第１０条　この要項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附　則

この要項は、令和元年８月１５日から施行するものとし、令和元年９月６日限り、その効力を失うものとする。